

この一年を振り返って

2002年2月の第154回国会における小泉首相による施政方針演説から3年、我が国は、知的財産立国の実現に向け、着実に歩みを進めてきた。2003年3月、知的財産基本法が施行され、知的財産戦略本部（以下、「戦略本部」という。）が設置された。戦略本部は、2003年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定したのにつき、昨年5月推進計画を改訂し、「知的財産推進計画2004」を決定した。

法律改正の面からこの一年を振り返れば、主な動きとして、地域の名称及び商品（役務）の名称からなる商標について、地域団体商標として商標登録を受けることを可能とする商標法の改正や、知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する弁理士法の改正等が挙げられる。

次に、本年2005年6月10日の戦略本部会合において決定された「知的財産推進計画2005」（以下、「推進計画2005」という。）では、知的財産の創造・保護・活用、コンテンツ、人材育成及び国民意識の向上の各分野に亘り、約450項目が盛り込まれた。これを受けて政府は、これまでに行ってきた取組を踏まえながら、今後も更に知的財産関連施策を推進していくことになる。

こうした政府全体としての取組の中で、特許庁では、推進計画2005に基づき、世界最高水準を目指した特許等の審査迅速化、世界特許システム構築、模倣品・海賊版対策の観点からの国際協調やインターネット対策強化、中小企業支援、知財関連人材育成等において、関係府省とも連携を図りつつ施策を強力に推進し、知的財産立国の早期実現を目指した取組を行っていく。

以下、主に2004年度の特許庁における取組を中心として具体的に紹介していく。